

正誤表

平成31年4月に刊行した『消費税 税率引上げ・軽減税率・インボイス』施行に係る準備と実務』において誤りがありましたので、お詫びの上、以下のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

・30 ページ【食品表示法による判断】の下2行目

(誤)

「…しかし、これらの食用虫については、同別表には掲げられていません（「蜂蜜」は、…掲げられています。）。したがって、たとえ食用であっても、その譲渡は軽減税率の対象となりません。食の歴史があろうがなかろうが、割り切って考えていくことになるのです。」

(正)

「…これらの食用虫については、同別表第二<生鮮食品>の「2畜産物・(4)その他の畜産食品」に含まれます（「蜂蜜」は、…掲げられています。）。したがって、その譲渡は軽減税率の対象となります。」

・217 ページ <積上計算による消費税額の計算>の (イ) 軽減税率対象取引の計算式中

(誤)

「…消費税額等の合計額 × 78/100」

(正)

「…消費税額等の合計額 × 62.4/80」